

# 規制対象となる施設、乗物の範囲及び規制内容

○ 以下に定める施設や乗物(特定施設等)を規制強化の対象とする。

施設・乗物の種類	規制内容	具体的な範囲 ※ 多数の者が利用する施設のうち、以下に該当するもの
第一種施設	敷地内禁煙 【注2】	医療施設、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校、その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの
第二種施設	屋内禁煙 【注2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの</li> <li>② 体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの (※ただし、興行場法上の「興行場」にも該当するものは、第三種施設(屋内禁煙(喫煙専用室設置可))とする。(プロ野球のスタジアム等)</li> <li>③ 官公庁施設その他の政令で定める公共的施設</li> </ul>
第三種施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】) 【注2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店(ただし、小規模(<math>\bullet\text{m}^2</math>以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る【注3】)【政令で規定】を除く。)、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるもの</li> </ul> <p>※ そのほか、販売店等のサービス業、旅館、ホテルの共用部分や、ビル等の共用部分、娯楽施設、駅、空港ビル、船着場、バスターミナルを政令で定める予定</p>
特定自動車 特定航空機	車内禁煙	バス、タクシー、航空機
特定鉄道等車両 特定船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】)	鉄道、船舶

【注1】 喫煙専用室については、厚生労働省令で定める技術的基準に適合したものを都道府県知事・保健所設置市長が指定。

【注2】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。1

【注3】 居酒屋等や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。